

決議案第1号

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議について

光本圭佑議員に対する辞職勧告について、別紙のとおり決議するものとする。

令和5年6月30日提出

尼崎市議会議員	土	岐	良	二
同	東	浦	小	夜子
同	藤	野	勝	利
同	辻		信	行
同	松	岡	洋	司
同	都	築	徳	昭
同	林		久	博
同	川	崎	敏	美
同	田	中	淳	司

(別 紙)

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議

光本圭佑議員は、所属していた会派の同僚議員の同意なく会派の政務活動費を引き出し、同議員名義の銀行口座へ移すなど、複数回に及ぶ不透明な入出金を行い、加えて、パソコン等購入に係る納品書を偽造するなど、政務活動費を運用・管理する上での不適切な取扱いを行った。こうした行為に加え本件に係る本市本議会での調査についても非協力的であったことなどから、本市議会は令和4年6月28日の第7回市議会定例会最終日において、辞職勧告決議を全会一致で可決した。

その後、令和4年8月5日に議会事務局が光本圭佑議員を被告発人とした政務活動費に係る私文書の偽造等に伴う告発状を提出し、兵庫県警察において受理され、捜査が進められている。一連の事態を受け、政務活動費に係る各種規定の検証、必要に応じた見直しを行うために設置した政務活動費の制度検証等特別委員会において、光本圭佑議員は告発されていることを理由に事実関係についての説明を拒んだ。一方、市民からの調査請求により設置した尼崎市議会議員政治倫理審査会では、過去の説明を一部翻した。

尼崎市議会議員政治倫理条例においては、議員は、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないことと定められ、また、その基準に違反する行為を行ったとして市民から疑惑をもたれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明するよう努めなければならないと定められている。それにもかかわらず、光本圭佑議員は自身の疑惑に対する説明には一貫性がなく、誠実な態度をもって疑惑を解明するという姿勢が見られないまま議員活動を続けていることは到底認められるものではなく、この状況がこれ以上続くことは市民の政治に対する信頼を著しく失墜させ、本市議会の

品位と名誉を傷つけるものである。

よって、本市議会は、光本圭佑議員が公人として自らの責任を認め、直ちに市議会議員を辞職することを改めて強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年6月 日

尼 崎 市 議 会